

英国 輸出入手続き 輸出入許可申請

1. 輸出入許可

英国では大半の品目について特別な輸出入許可を必要としないが、特定の国・地域からの特定の品目に対して、輸出入許可の取得が必要となる。品目に応じて、許可申請・発行を担当する管轄省庁が異なる。主な管轄当局と輸出入ライセンスに関する情報を以下にまとめる。

輸入ライセンス局 (Import Licencing Branch : ILB)

E-mail : enquiries.ilb@trade.gov.uk

URL: https://www.ilb.trade.gov.uk/icms/fox/live/IMP_LOGIN/login

国際通商省輸出管理局 (Export Control Joint Unit: ECJU)

住所 : Old Admiralty Building, Admiralty Place, London, SW1A 2DY, United Kingdom

Tel : +44 (0)20 7215 4594

E-mail : exportcontrol.help@trade.gov.uk

URL : <https://www.gov.uk/government/organisations/export-control-organisation>

2021年1月1日以降、EUから取得、EUに供給する物品は全て、輸入・輸出の扱いとなり輸入ライセンスが2021年7月1日までに段階的に導入された。詳細はジェトロ調査レポート「[移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 英国の輸入にかかる通関手続き](#)」(2021年1月)も参照。

(1) 輸入ライセンス

特定国からの繊維・衣料製品や鉄鋼製品、武器・軍需品など工業製品の輸入ライセンスは、国際通商省 (DIT) 内の輸入ライセンス局 (ILB) が発行する。ライセンスの種類によって輸入品目に制限があり、有効期間、必要事項も異なる。輸入の際、ライセンスを必要とするかどうかは、以下の輸入ライセンス局 (ILB) が運営するオンラインシステム ICMS (Import Case Management System) で確認できる。ICMS を使ってライセンスの申請も可能 (後述)。

a. 一般公開輸入ライセンス (OGIL)

一般公開輸入ライセンス (Open General Import Licence : OGIL) は、英国内に輸入される火器や対人地雷、一部の核物質や化学物質などを対象に適用される。

- OGIL の詳細については以下を参照。

英国政府 : 「国務大臣によって付与される一般公開輸入ライセンス」 (Open General Import Licence granted by the Secretary of State)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948219/Open_General_Import_Licence_Final_December_2020.pdf

b. その他の輸入ライセンス

一般公開輸入ライセンス (OGIL) の対象以外でも、健康、安全、環境および社会的観点に基づき、輸入制限が設けられる場合がある。輸入割当 (Quotas) と監視 (Surveillance) 措置の対象の品目に関しては、輸入者が個別に輸入ライセンスを取得することで、特定の第三国を原産とする特定の製品を特定の期間に限り、指定された数量または金額のみ輸入することが可能となる。

- 英国における輸入管理については以下を参照。

英国政府：ガイダンス「輸入管理」(Import controls)

<https://www.gov.uk/guidance/import-controls>

- 輸入ライセンス取得の要否については以下を参照。

英国政府：「英国への物品の輸入：ステップ・バイ・ステップ(Import goods into the UK: step by step)」<https://www.gov.uk/import-goods-into-uk>

<輸入ライセンスの申請方法>

輸入ライセンスに関する登録・申請は輸入ライセンス局 (ILB) が運営するオンラインシステム ICMS (Import Case Management System) で行う。

- ICMS：輸入ライセンスの申請

https://www.ilb.trade.gov.uk/icms/fox/live/IMP_LOGIN/login

(2) 輸出ライセンス

武器・軍需品や二重用途物品の輸出にはライセンスを必要とする。国際通商省 (DIT) 傘下の輸出管理局 (ECJU) がライセンスを発行する。

- 輸出ライセンス取得の要否については以下を参照。

英国政府：「一般公開輸出ライセンス (OGEL) と品目オンラインチェッカー (OGEL and Goods Checker Tools)」

https://www.ecochecker.trade.gov.uk/spirefox5live/fox/spire/OGEL_GOODS_CHECKER_LANDING_PAGE/new

英国政府：「英国からの物品の輸出：ステップ・バイ・ステップ(Export goods from the UK: step by step)」

<https://www.gov.uk/export-goods>

主な輸出ライセンスの種類は、以下のとおり。

a. 一般公開輸出ライセンス (Open General Export Licence : OGEL)

一般公開輸出ライセンス (OGEL) は事前公開されているライセンスで、規制対象となっている武器・軍需品や二重用途物品の中でも、比較的緩やかな規定が適用される製品または仕向地を対象とする。一般公開輸出ライセンス (OGEL) を取得する際は、ライセンスごとに輸出管理局 (ECJU) が運営するオンラインシステム SPIRE (後述の<輸出ライセンスの申請方法>参照) に登録する必要がある。

- 一般公開輸出ライセンス (OGEL) に関する情報は以下を参照。

英国政府：「一般公開輸出ライセンス (Open general export licences (OGELs))」
<https://www.gov.uk/government/collections/open-general-export-licences-ogels>

- 一般公開輸出ライセンス (OGEL) と品目オンラインチェッカー：

https://www.ecochecker.trade.gov.uk/spirefox5live/fox/spire/OGEL_GOODS_CHECKER_LANDING_PAGE/new

b. 標準個別輸出ライセンス (Standard Individual Export Licence : SIEL)

一般公開輸出ライセンス (OGEL) の対象とならない規制品目を輸出する場合、特定の輸出者と荷受人に対して個別に発行されるもので、特定の製品に関し、指定された量・金額を、指定の荷受人に対して輸出することを許可する。申請には荷受人だけでなく最終仕向人も明記する必要がある。

なお、展示、修理、整備などを目的とする一時的な輸出の場合は、一時標準個別輸出ライセンス（Temporary Standard Individual Export Licence）が適用される。一時輸出先での投棄は禁じられており、特別に許可が無い場合、輸出者はライセンスの有効期間内に一時輸出品を英国内に戻す必要がある。標準個別輸出ライセンスは通常2年間、一時標準個別輸出ライセンスは通常1年間有効。

- 標準個別輸出ライセンス（SIEL）に関する情報は以下を参照。

英国政府：ガイダンス「標準個別輸出ライセンス（Standard individual export licences : SIELs）」

<https://www.gov.uk/guidance/standard-individual-export-licences>

c. 個別公開輸出ライセンス（Open Individual Export Licence : OIEL）

長期契約や繰返し取引を行う輸出者に対して、個別に発行されるライセンスで、特定の製品を特定の国に複数回発送することを許可する。通常、輸血量・金額の制限はない。申請の際に、個別輸出ライセンス（SIEL）による前年の輸出実績（Track record）が各仕向地につき5回以上あることを証明する必要がある。有効期間は、通常3年間または5年間で、更新が可能。なお、輸出済みの製品の後継システムや、下位システム、部品などについては、15年間の有効期限が認められている。

- 個別公開輸出ライセンス（OIEL）に関する情報は以下を参照。

英国政府：ガイダンス「個別公開輸出ライセンス（OIELs: new applications process）」

<https://www.gov.uk/government/publications/oiels-new-applications-process>

英国政府：ガイダンス 輸出ライセンスの申請について（Applying for export licences using SPIRE）

<https://www.gov.uk/government/publications/spire-online-export-licensing-guidance>

d. 積替ライセンス（Transshipment Licence）

英国を通過する積替品のうち、高リスクとされる国を仕向地とする場合、または高リスクの軍物品および二重用途物品を扱う場合、積替ライセンスが必要となる。積替ライセンスには、大枠で一般公開積替ライセンス（Open General Transshipment Licence : OGTL）と標準個別積替ライセンス（Standard Individual Transshipment Licence : SITL）の2種類がある。

- 積替ライセンスに関する情報は以下を参照

英国政府；ガイダンス「積み替えライセンス（Transshipment licences）」

<https://www.gov.uk/guidance/transshipment-licences>

e. 貿易管理ライセンス（Trade Control Licence）

特定の国からの軍事情報や二重用途物品の転送を請け負う場合、貿易管理ライセンスの取得が必要となる場合がある。貿易管理ライセンスには、大枠で一般公開貿易管理ライセンス（Open General Trade Control Licence）、標準個別貿易管理ライセンス（Standard Individual Trade Control Export Licence）、個別公開貿易管理ライセンス（Open Individual Trade Control Licence）の3種類がある。

f. EU一般輸出認可（European Union General Export Authorisations : EU GEAs）および継続一般輸出認可（Retained General Export Authorisations : Retained GEAs）

EU一般輸出認可（EU GEAs）は、二重用途物品のEU域外の特定の国・地域への輸出について、個別に輸出許可をとることなく輸出が認められる一般的・包括的許可。英国における一般公開輸出ライセンス（OGEL）と同等の内容である。

事前登録など利用条件を遵守すれば、EU域内に設立されたすべて輸出業者と、英国の北アイルランドの輸出業者が取得可能で、取得には一般公開輸出ライセンス（OGEL）と同様、輸出管理局（ECJU）が運営するオンラインシステム SPIRE に登録する必要がある。

英国のイングランドとスコットランド、ウェールズの輸出事業者が EU 離脱以前に英国の輸出管理局（ECJU）から取得した EU 一般輸出認可は、継続一般輸出認可（Retained GEAs）として英国からの二重用途品の輸出に利用できる。ただし、継続一般輸出認可を利用した EU 加盟国からの二重用途品の輸出や、EU で発行された EU GEA を利用した英国からの二重用途品の輸出はできない。

- EU 一般輸出認可（EU GEAs）および継続一般輸出認可（Retained GEAs）に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイドンス「EU 一般輸出認可（EU General Export Authorisations (EU GEAs)）」

<https://www.gov.uk/guidance/european-union-general-export-authorisations>

英国政府：ガイドンス「継続一般輸出認可（Retained General Export Authorisations (GEAs)）」

<https://www.gov.uk/guidance/retained-general-export-authorisations-geas>

詳細はジェトロ「[EU 輸出品目規制 二重用途物品に関する規制](#)」も参照。

<輸出ライセンスの申請方法>

輸出ライセンスに関する登録・申請は輸出管理局（ECJU）が運営するオンラインシステム SPIRE で行う。

- SPIRE：輸出ライセンスの登録・申請

<https://www.spire.trade.gov.uk/spire/fox/espire/LOGIN/login>

2. 環境・食糧・農村地域省（DEFRA）

牛や馬などの有蹄動物や家きん類、その他の哺乳類や両生動物、爬虫類などの動物や、肉や卵、牛乳などの動物製品、植物の輸出入に関する輸出入ライセンスは、環境・食糧・農村地域省（DEFRA）が発行している。

動物・動物製品の輸入と輸出に関する基本情報は、以下を参照。

英国政府：「生きた動物と動物製品の輸入と輸出に関するガイドンス（Guidance on importing and exporting live animals or animal products）」

<https://www.gov.uk/government/collections/guidance-on-importing-and-exporting-live-animals-or-animal-products>

英国政府：ガイドンス「EU 域外からグレートブリテン島への生きた動物、動物製品、非動物由来の高リスク食品と飼料の輸入（Importing live animals, animal products and high-risk food and feed not of animal origin from non-EU countries to Great Britain）」

<https://www.gov.uk/guidance/importing-live-animals-or-animal-products-from-non-eu-countries>

EU およびノルウェー、リヒテンシュタインから生きた動物や、胚製品、セーフガード措置が適用される動物由来の製品、リスクの高い動物由来副産物などを輸入する場合、動物由来製品・食品・飼料輸入通知システム（IPAFFS）を通じて動物植物衛生庁（APHA）に通知する必要がある。

英国政府：ガイドンス「動物由来製品・食品・飼料輸入通知システム（IPAFFS）（Import of products, animals, food and feed system (IPAFFS)）」
<https://www.gov.uk/guidance/import-of-products-animals-food-and-feed-system>

(1) 動物・動物製品

動物・動物製品の輸入ライセンスや、輸出衛生証明（Export Health Certificate：EHC）、の申請・問い合わせは、以下の通り。

a) 輸入ライセンス

国外から商業目的で輸入される動物・動物製品の大部分は、国境管理施設（Border Control Posts：BCP）がある海港・空港で検疫を受けることが義務付けられている。この際に、所定の証明書（原産国当局が発行した衛生証明書、または輸入ライセンスなど）を添付する必要がある。必要となる証明書の種類などは、英国動植物衛生庁（APHA）に問い合わせる。

輸入ライセンスが必要となる動物・動物製品の多くは、輸入者向け一般ライセンス（General Licences）による輸入が可能となっている。一般ライセンスは、品目ごとに環境・食糧・農村地域省（DEFRA）のウェブサイトに掲載されている。輸入者は各ライセンスの要件を満たすことを前提に、このコピーをライセンスとして使用することができる。

なお、一般ライセンスが適用されない品目に関しては、環境・食糧・農村地域省（DEFRA）の執行機関である英国動植物衛生庁（Animal & Plant Health Agency：APHA）に個別ライセンスを申請する。

- ・ 一般ライセンスは、以下でダウンロードすることが可能。

英国政府：ガイドンス「生きた動物、動物製品を EU 域外から輸入するための一般ライセンスと認可（General licences and authorisations to import live animals or animal products）」
<https://www.gov.uk/guidance/importing-live-animals-or-animal-products-from-non-eu-countries-general-licences-and-authorisations>

b) 輸出衛生証明（Export Health Certificate：EHC）

動物・動物製品を輸出する際、相手国から輸出衛生証明（EHC）を要求されることがある。

EHC の多くは、動物・動物製品の種類、輸出先の要件別にひな形が存在しており、英国輸出衛生証明パートナーシップ（UKECP）に登録されている。

UKECP の以下のアドレスから EHC の書式をダウンロードし、公認獣医による検疫・衛生検査の結果を記載した後、英国動植物衛生庁（APHA）の国際貿易センター（カーライル支部）に申請する。書式が UKECP で見つからない場合、APHA に照会し、書式が存在していない場合は、輸出先国の当局から入手した輸入要件を APHA に送付し、新規の EHC の書式の発行を要請する。

- ・ 英国輸出衛生証明パートナーシップ（UKECP）

<http://www.ukecp.com/export-health-certificates>

- ・ 英国政府：[輸出衛生証明書の検索（Find an export health certificate）](https://www.gov.uk/export-health-certificates)

<https://www.gov.uk/export-health-certificates>

- ・ 英国政府：[輸出衛生証明書の取得にかかるガイドンス（Guidance Get an export health certificate）](https://www.gov.uk/guidance/get-an-export-health-certificate)

<https://www.gov.uk/guidance/get-an-export-health-certificate>

書式が見つからない場合の地域別連絡先も上記ページ内に記載されている。

(2) 植物・種子

a) 輸入

国外から英国に特定の植物や種子などを輸入する際には、植物検疫証明（Phytosanitary Certificate）が必要。これらの輸出入許可の申請・問い合わせ先は、イングランドとウェールズは英国動植物衛生庁（APHA）、スコットランドと北アイルランドはそれぞれの行政府。

- 植物衛生管理に関する情報は、以下を参照。

英国政府：「植物と植物製品の輸入と輸出（Collection Importing and exporting plants and plant products）」

<https://www.gov.uk/government/collections/importing-and-exporting-plants-and-plant-products>

（イングランドとウェールズ）英国政府：ガイドンス「植物防疫（Plant health controls）」

<https://www.gov.uk/guidance/plant-health-controls>

（スコットランド）スコットランド自治政府：「植物防疫ライセンス」

<https://www.sasa.gov.uk/plant-health/plant-health-licensing>

（北アイルランド）北アイルランド自治政府：「EU 離脱と植物防疫に関する情報」

<https://www.daera-ni.gov.uk/articles/eu-exit-plant-health>

- 植物・野菜・果物・植物原料の輸入に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイドンス「植物と植物製品の EU からグレートブリテン島と北アイルランドへの輸入（Import plants and plant products from non-EU countries to Great Britain and Northern Ireland）」

<https://www.gov.uk/guidance/import-plants-and-plant-products-from-the-eu-to-great-britain-and-northern-ireland>

（イングランドとウェールズ）英国政府：ガイドンス「植物と植物製品の EU 域外の国からグレートブリテン島と北アイルランドへの輸入（Import plants and plant products from non-EU countries to Great Britain and Northern Ireland）」

<https://www.gov.uk/guidance/importing-plants-fruit-vegetables-or-plant-material-to-the-uk>

（スコットランド）スコットランド自治政府：「植物防疫ガイド：輸入者向けガイドンス（Plant Health Guide: guidance for importers）」

<https://www.gov.scot/publications/plant-health-guide-guidance-importers/pages/5/>

（北アイルランド）北アイルランド自治政府：「植物の輸出入（Import and export of plants）」

<https://www.daera-ni.gov.uk/articles/import-and-export-plants>

なお、イングランドとスコットランド、ウェールズに特定の植物、果物、野菜を輸入する場合、証明書電子申請手続き（Procedure for Electronic Application for Certificates：PEACH）システムを通じて適合証明書（Certificate for conformity）を申請する必要がある。

- 証明書電子申請手続き（PEACH）システムについては、以下を参照。

英国政府：「PEACH システムを利用した植物と生鮮品の輸入（Importing plants and fresh produce using the PEACH system）」

<https://www.gov.uk/importing-plants-fresh-produce-using-peach-system>

b) 輸出

- 国外への植物と植物製品の輸出に関する情報は、以下を参照。

英国政府：「植物と植物製品の輸出入（Importing and exporting plants and plant products）」

<https://www.gov.uk/government/collections/importing-and-exporting-plants-and-plant-products>

- 植物の輸出に関するイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドで

の問い合わせ先は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「植物と植物製品のグレートブリテン島および北アイルランドからの輸出（Export plants and plant products from Great Britain and Northern Ireland）」

<https://www.gov.uk/guidance/export-plants-and-plant-products-from-great-britain-and-northern-ireland>

イングランド、ウェールズからの輸出に関する手続きは、APHA のオンラインシステム「eDomero」を通じて申告することが可能。

- eDomero

<http://edomero.defra.gov.uk/>

- eDomero に関する照会先：

APHA Plant Health HQ Helpdesk

電話：0300 1000 313

電子メール：planthealth.info@apha.gov.uk

スコットランド、北アイルランドからの輸出については、以下を参照。

スコットランド自治政府：「植物防疫ライセンス（Plant Health Licensing）」

<https://www.sasa.gov.uk/plant-health/plant-health-licensing>

北アイルランド自治政府：「植物の輸出入（Import and export of plants）」

<https://www.daera-ni.gov.uk/articles/import-and-export-plants#toc-1>

(3) 絶滅危惧の動植物・動植物製品

ワシントン条約（CITES）の附属書（リスト）に記載された絶滅が危惧される動植物・動植物製品の輸出入および商業的使用については、輸出入ライセンスが必要。英国動植物衛生庁（APHA）の国際貿易センター（ブリストル支部）が窓口となっている。

- 絶滅危惧の動植物・動植物製品の輸出入に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「輸出入する動植物が CITES リストに掲載されているかの確認（Import or export endangered species: check if you need a CITES permit）」

<https://www.gov.uk/guidance/cites-imports-and-exports>

- 絶滅危惧の動植物・動植物製品の輸出入ライセンス申請は、以下を参照。

英国政府：「絶滅危惧種輸出入用ライセンスの申請（Endangered species: apply for an import and export permit）」

<https://www.gov.uk/government/publications/endangered-species-application-for-import-and-export-permit>

(4) 水産品の輸入

英国への食用の魚の輸入には、捕獲した漁船が登録または免許の交付を受けた国の監督機関が承認した漁獲証明書（Catch certificate）が必要。漁獲証明書の書式は国によって異なるが、船名と魚の種類、重量などが記載される。貯蔵または加工された魚は、加工事業者が記入した加工明細書（processing statement）、輸出に先立って魚が貯蔵されていたことを示す文書が必要。さらに、グレートブリテン島への輸入には、IPAFFS による事前通知と輸出国が発行した防疫証明書（Health certificate）が必要。

- 食用の魚の輸入に関する詳細は以下を参照。

英国政府：ガイダンス「英国への魚の輸入または移動（Importing or moving fish to the UK）」

<https://www.gov.uk/guidance/importing-or-moving-fish-to-the-uk>

なお、生きた魚と貝類のイングランドとウェールズへの輸入には、DEFRA傘下の機関である環境・漁業・養殖業科学センター（Cefas）内に設置された水産物検疫所（Fish Health Inspectorate）が発行する水産物衛生証明（Fish Health Certificate）を取得する必要がある。

水産物検疫所（Fish Health Inspectorate）
Barrack Road, The Nothe, Weymouth,,Dorset,,DT4 8UB
Telephone: 01305 206700
Email: fhi@cefass.co.uk
URL: <https://www.gov.uk/government/groups/fish-health-inspectorate>

- ・ 生きた水生動物の移動についての情報は以下を参照。

英国政府：「水生動物の検疫と移動に関するガイド（Aquatic animal health and movements guides）」

<https://www.gov.uk/government/collections/aquatic-animal-health-and-movements-guides>

英国政府：ガイダンス「生きた魚および貝類の輸入または移動（Import or moving live fish and shellfish）」

<https://www.gov.uk/guidance/import-or-export-live-fish-and-shellfish>

3. 内務省（Home Office : HO）

規制薬物およびその前駆物質、規制薬物の製造に使用される化学薬品、試剤の輸出入ライセンスは、内務省の薬物・火器ライセンス課（Drugs and Firearms Licensing Unit, DFLU）が発行する。

問い合わせ先は以下の通り。

薬物・火器ライセンス課（Drugs and Firearms Licensing Unit, DFLU）

Tel : +44 (0) 3000 724654

E-mail : dflu.ie@homeoffice.gov.uk

- ・ 規制薬物の輸出入に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「薬物と医薬品の輸出に関する特別規則（Export drugs and medicines: special rules）」

<https://www.gov.uk/guidance/export-drugs-and-medicines-special-rules>

英国政府：ガイダンス「規制薬物の輸出入ライセンス（Controlled drugs: import and export licences）」

<https://www.gov.uk/guidance/controlled-drugs-import-and-export-licences>

英国政府：ガイダンス「前駆物質のライセンス（Precursor chemical licensing）」

<https://www.gov.uk/guidance/precursor-chemical-licensing>

4. 保健・ソーシャルケア省（Department of Health and Social Care : DHSC）

未承認の医薬品を含む、卸売り・製造事業者向けの医薬品の輸出入に必要なライセンスは、保健省の医薬品・医療製品規制庁（Medicines and Healthcare products Regulatory Agency : MHRA）が発行する。

医薬品・医療製品規制庁（MHRA）

住所：10 South Colonnade, London, E14 4PU, United Kingdom

代表電話番号：+44-(0)20-3080-6000

一般的な問い合わせ：info@mhra.gov.uk

URL：<https://www.gov.uk/government/organisations/medicines-and-healthcare-products-regulatory-agency>

- 医薬品の輸入に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「ヒト用医薬品の輸入（Import a human medicine）」

<https://www.gov.uk/guidance/import-a-human-medicine>

- 医薬品の輸出に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「薬物と医薬品の輸出に関する特別ルール（Export drugs and medicines: special rules）」

<https://www.gov.uk/guidance/export-drugs-and-medicines-special-rules>

5. 動物用医薬品局（Veterinary Medicines Directorate：VMD）

動物用医薬品の輸入に必要な証明書は、環境・食料・農村地域省（DEFRA）傘下の政府機関である動物用医薬品局（Veterinary Medicines Directorate）が発行する。国外からの医薬品の輸入に関する特別輸入証明書（Special Import Certificate：SIC）、SICの所有者への販売を目的に卸売り事業者が医薬品を輸入し保有するための卸売事業者輸入証明書（Wholesale Dealers Import Certificate：WDIC）、研究目的のための製品または物質を対象とする研究輸入証明書（Research Import Certificate：RIC）の3種類からなり、いずれもVMDに申請する。SICとWDICはオンラインで申請できる。

動物用医薬品局（Veterinary Medicines Directorate：VMD）

住所：Woodham Lane, New Haw, Addlestone, Surrey, KT15 3LS, United Kingdom

電話：+44 1932 336911

メール問い合わせ先(一般)：postmaster@vmd.gov.uk

<https://www.gov.uk/government/organisations/veterinary-medicines-directorate> 輸入証明書担当 importcert@vmd.gov.uk

輸出証明書担当 exportcert@vmd.gov.uk

- 動物用医薬品の輸入に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「動物用医薬品の英国への輸入（Import a medicine for veterinary use into the UK）」

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-certificate-to-import-a-veterinary-medicine-into-the-uk>

動物用医薬品局（VMD）：SICとWDICの申請（Special Imports Scheme Home）

[https://www.vmd.defra.gov.uk/sis/\(X\(1\)S\(yre0t4ahdqgpqqsyrhjq220\)\)/default.aspx?AspxAutoDetectCookieSupport=1](https://www.vmd.defra.gov.uk/sis/(X(1)S(yre0t4ahdqgpqqsyrhjq220))/default.aspx?AspxAutoDetectCookieSupport=1)

6. 原子力規制局（Office for Nuclear Regulation：ONR）

以下の核物質を輸入するには、原子力規制局（Office for Nuclear Regulation：ONR）にライセンスを申請する必要がある。

- ウラン鉱石濃縮物
- プルトニウム、ウラン233、同位体233または235に濃縮されたウラン、天然ウラン、および使用済みまたは照射済みの原子炉燃料要素（カートリッジ）を含む、上記のいずれかを含む混合物、化合物および合金

原子力規制局
Office for Nuclear Regulation (Head office)
Email: contact@onr.gov.uk

- ・ 特定の核物質の輸入に関する情報は、以下を参照。

英国政府：ガイダンス「特定の核物質の英国への輸入に関するライセンスの要件 (Importing ‘relevant’ nuclear materials into the UK: licensing requirements)」

<https://www.gov.uk/guidance/importing-relevant-nuclear-materials-from-the-eu-licensing-requirements>

原子力規制局 (ONR)：「輸入ライセンス (Import Licensing)」

<http://www.onr.org.uk/cnss/licensing.htm>

7. 林業委員会 (Forestry Commission)

特定の木材および木材製品の輸出入には、規制、制限、および要件に準拠する必要がある。林業委員会 (Forestry Commission) が管轄している。木材、木材製品、樹皮の輸入者または代理人、仲介事業者は林業委員会に専門事業者 (professional operator) として登録しなければならない。また、輸出元の国で発行された、木の種類、英国の植物検疫の要件を満たしていること、原産国で検査を受けており、隔離が必要な病害に感染していないことなどを示す植物検疫証明書を添付する必要がある。また、税関当局とは別に林業委員会の検査が行われる。

林業委員会 Forestry Commission

620 Bristol Business Park, Coldharbour Lane, Bristol, BS16 1EJ, United Kingdom

メールでの問い合わせ先：nationalenquiries@forestrycommission.gov.uk

電話：0300 067 4000

<https://www.gov.uk/government/organisations/forestry-commission>

- ・ 木材の輸出入に関する情報は以下を参照。

英国政府：「木材および木材製品の輸入と輸出 (Importing and exporting wood and timber products)」

<https://www.gov.uk/government/collections/importing-and-exporting-wood-and-timber-products>

英国政府：ガイダンス「木材、木材製品、樹皮の輸入 (Import timber, wood products or bark)」(イングランド、ウェールズ、スコットランド)

<https://www.gov.uk/guidance/import-wood-wood-products-or-bark>

北アイルランド：「樹木と木材の輸出入 (Import and export of wood and bark)」

<https://www.daera-ni.gov.uk/articles/import-and-export-wood-and-bark>

英国政府：ガイダンス「木材の取引の専門事業者としての登録 (Register as a professional operator to trade in wood, issue plant passports and apply ISPM15 marking)」

<https://www.gov.uk/guidance/register-as-a-professional-operator-to-issue-plant-passports>

英国政府：ガイダンス「英国からの木材と木材製品の輸出 (Export wood, wood products and bark from Great Britain)」

<https://www.gov.uk/guidance/export-wood-wood-products-and-bark-from-great-britain>

8. 衛生安全局 (Health and Safety Executive : HSE)

化学品の輸出入は、衛生安全局が監督している。

英国はロッテルダム条約、別名 PIC 条約 (Prior Informed Consent、事前の情報に基づく同意) に調印しており、特定の有害化学物質の輸出は PIC 証明書が必要となる。

また、EU の REACH（化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則）に代わって 2021 年 1 月に導入された英国の新規則（UK REACH）が適用される。北アイルランドは引き続き EU の REACH が適用される。

Chemicals Regulation Division

Health and Safety Executive 住所：1.1 Redgrave Court, Bootle, Merseyside L20 7HS

問い合わせ：Email: ukreach.clp@hse.gov.uk

上記住所に手紙でも可。

電話：0330 159 1985（UK Chemicals Helpline）

ウェブサイト：www.hse.gov.uk

- ・ 化学品の輸出入に関する情報は以下を参照。

英国政府：ガイダンス「化学品に関する REACH への登録・届出の提出と管理（Comply with UK REACH: submit and manage chemical registrations and notifications）」

<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

衛生安全局：「有害化学物質の輸出入（Export and import of hazardous chemicals (PIC)）」

<https://www.hse.gov.uk/pic/index.htm>

9. 芸術評議会（Arts Council）

制作年から 50 年以上経過したアンティーク製品や、高額な芸術作品などの美術品は、展示会への出展のための一時的な輸出も含め、輸出規制の対象となる。輸出ライセンスは、芸術評議会の輸出ライセンス課（The Export Licencing Unit）が発行している。問い合わせ先は以下の通り。

芸術評議会輸出ライセンス課（The Export Licencing Unit）

E-mail：el@artsCouncil.org.uk / <https://www.artsCouncil.org.uk/our-organisation/contact-customer-services>

- ・ 美術品の輸出ライセンスの情報に関しては次を参照。

芸術評議会：「輸出ライセンス（Export licencing）」

<http://www.artsCouncil.org.uk/what-we-do/supporting-museums/cultural-property/export-controls/export-licencing/>

芸術評議会「輸出ライセンス申請（Apply for Export Licence）」（申請書ダウンロード可能）

<https://www.artsCouncil.org.uk/export-controls/export-licencing#section-2>

申し込み先：elu@artsCouncil.org.uk